

# 事故報告についてよくある質問

- ① 事故が起きた場合、どのように報告をすればよいか？
- ② いつまでに事故報告書を提出すればよいか？
- ③ 東久留米市内の事業所を他市の被保険者が利用した際に起きた事故は東久留米市にも報告が必要か？
- ④ 事故報告書の様式は、定められた様式でないといけないか？
- ⑤ 複数の当事者が存在する事故は当事者ごとに報告が必要か？
- ⑥ 医療機関を受診しなかった軽微な事故は、報告が必要か？

【お問い合わせ先】

東久留米市 福祉保健部 介護福祉課 介護サービス係 TEL 042-470-7750(直通)

## ① 事故が起きた場合、どのように報告をすればよいか？

「東久留米市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱」の報告の手順にしたがって報告を作成し、**提出用フォーム**で提出してください。  
個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。

[提出用フォーム]

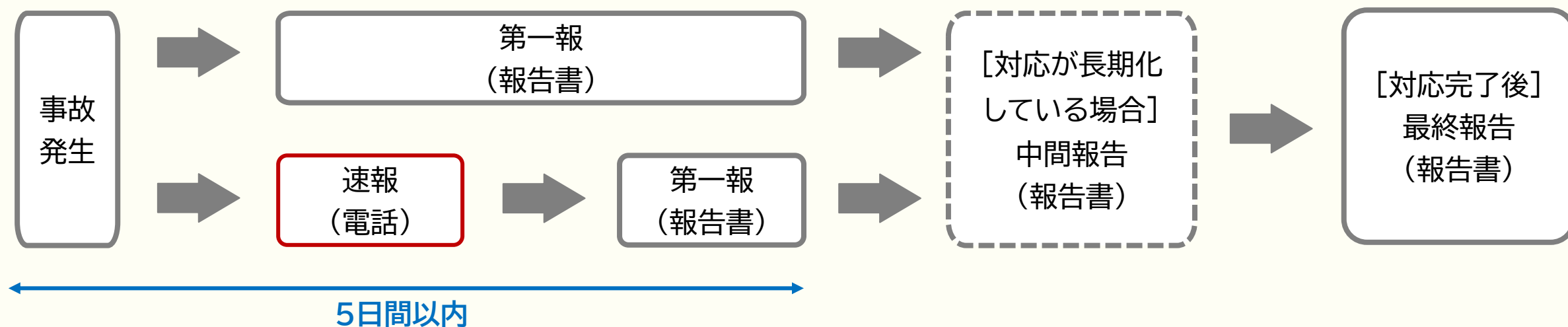
<https://logform.jp/form/985h/691565>

## ② いつまでに事故報告書を提出すればよいか？

事故報告書の提出期限は事故発生から**5日間以内**です。

急を要するものについては必ず速報の**電話連絡**をしてください。

第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができます。



③ 東久留米市内の事業所を他市の被保険者が利用した際に起きた事故は東久留米市にも報告が必要か？

必要です。

保険者と東久留米市の両方に報告してください。

※東京都指定の事業所は、東京都にも報告が必要な場合がありますので、東京都のホームページなどをご確認ください。

## ④ 事故報告書の様式は、定められた様式でないといけないか？

可能な限り所定の様式を使用してください。

ただし、「東久留米市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱」  
第4条の報告項目が明記されている書式であれば、**代替え可能**です。

### 〔報告項目〕

- ①報告日    ②報告事業所名、所在地等    ③利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要介護度
- ④事故発生時の状況(発生日時・発生場所・事故の概要(原因、経緯、被害状況等)・事故時の対応状況)
- ⑤事故後の状況(利用者の状況(事故対応後)・再発防止への取り組み・その他)

## ⑤ 複数の当事者が存在する事故は当事者ごとに報告が必要か？

当事者ごとに報告することを原則とします。

ただし、「事故報告書(様式第1号)」の**利用者欄以外の記載内容が同じ場合**には、「事故・感染症等当事者一覧(様式第2号)」を添付することにより、**一括して報告できます。**

## ⑥ 医療機関を受診しなかった軽微な事故は、報告が必要か？

医療機関を受診しなかった場合でも、**事業所に過失のある場合、苦情に発展する可能性のある場合、同じような事故が繰り返し起きている場合**など、  
情報提供として報告いただく場合があります。

報告するべきかどうか判断に迷う場合は、その都度ご相談ください。

[例]

- ①離設    ②落薬、誤薬    ③繰り返す転倒等    ④痣や出血があった場合
- ⑤利用者同士の喧嘩、トラブル    ⑥職員の行為(不注意、法令違反等)    ⑦火災または火災未遂
- ⑧交通事故または交通事故未遂(利用者の搬送時の道路交通法違反) など